

平成31年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験〈専門科目試験問題〉

試験科目：政治学

以下の問いに答えなさい。

問題1. 次の3つの語句のうち2つを選び、できるだけ詳しく説明しなさい。なお解答に際しては、選択した語句の番号を冒頭に記したうえで、解答を記入すること。

- ① 包括政党 (catch-all party)
- ② 比例代表制 (proportional representation system)
- ③ 集合行為問題 (collective action problem)

(50点)

問題2. 日本の財政赤字問題の現状を説明し、行財政運営における市場と政治の関係について多面的に論じなさい。

(50点)

平成31年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験〈専門科目試験問題〉

試験科目：行政法

第1問 バス路線の延長を計画したX社は、一般乗合旅客自動車運送事業免許を申請したところ、同申請に係る運輸審議会での公聴会審理において、その後申請却下処分の理由とされた諸論点につき十分な釈明を受けられなかったことの手続上の瑕疵が争われた以下の最高裁判決（最一判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁）について、行政手続法（平成5年法律88号）における意見聴取手続との関係で、論評しなさい。（50点）

「行政処分が諮問を経ないでなされた場合はもちろん、これを経た場合においても、当該諮問機関の審理、決定（答申）の過程に重大な法規違反があることなどにより、その決定（答申）自体に法が右諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、これを経てなされた処分も違法として取消をまぬがれないこととなるものと解するのが相当である。」〔しかしながら、〕「仮に運輸審議会が、公聴会審理においてより具体的にXの申請計画の問題点を指摘し、この点に関する意見及び資料の提出を促したとしても、Xにおいて、運輸審議会の認定判断を左右するに足る意見及び資料を追加提出しうる可能性があったとは認め難いのである。してみると、右のような事情のもとにおいて、本件免許申請についての運輸審議会の審理手続における上記のごとき不備は、結局において、前記公聴会審理を要求する法の趣旨に違背する重大な違法とするには足りず、右審理の結果に基づく運輸審議会の決定（答申）自体に瑕疵があるということはない」

第2問 行政事件訴訟法上の取消訴訟と無効確認訴訟の関係について、同法38条1項ないし3項に定める準用規定の範囲および本案勝訴要件の差異などを踏まえて、説明しなさい。（50点）

以 上